

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成27年度
計画主体	霧島市

霧島市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 農林水産部農政畜産課
所在地 霧島市国分中央三丁目45-1
電話番号 0995-64-0910（直通）
FAX番号 0995-64-0944
メールアドレス nouchiku@city-kirishima.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、タヌキ、アナグマ、アライグマ、ノウサギ、カラス、ヒヨドリ、スズメ
計画期間	平成28年度～平成30年度
対象地域	霧島市一円

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成26年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
イノシシ	水稻	5,344千円	31.86ha
	雑穀	9千円	1.2ha
	果樹	24千円	0.7ha
	飼料作物	2,750千円	66.86ha
	野菜	1,240千円	7.69ha
	いも類	589千円	2.63ha
	工芸作物	1千円	0.1ha
	合計	9,957千円	111.04ha
シカ	水稻	1,186千円	9.00ha
	果樹	4千円	0.01ha
	飼料作物	3,390千円	92.55ha
	野菜	389千円	1.45ha
	いも類	94千円	0.57ha
	合計	5,063千円	103.58ha
サル	果樹	72千円	2.00ha
	野菜	87千円	0.38ha
	いも類	3千円	0.02ha
	合計	162千円	2.40ha
タヌキ	水稻	50千円	0.70ha
	野菜	98千円	0.55ha
	いも類	19千円	0.10ha
	合計	167千円	1.35ha
アナグマ	水稻	50千円	0.70ha
	果樹	5千円	0.10ha
	飼料作物	0千円	0.01ha
	野菜	119千円	0.65ha

	いも類 合計	31千円 205千円	0.19ha 1.65ha
アライグマ	—	—	—
ノウサギ	—	—	—
カラス	野菜 合計	283千円 283千円	1.68ha 1.68ha
ヒヨドリ	野菜 合計	94千円 94千円	0.40ha 0.40ha
スズメ	—	—	—
合計	水稻 雑穀 果樹 飼料作物 野菜 いも類 工芸作物 合計	6,630千円 9千円 105千円 6,140千円 2,310千円 736千円 1千円 15,931千円	42.26ha 1.2ha 2.81ha 159.42ha 12.8ha 3.51ha 0.1ha 222.10ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

◎近年、有害鳥獣捕獲頭数は増加しているが、被害額等については、年度によってばらつきがある。

○イノシシ

ほぼ市内全域の山間部を中心に生息しており、水稻の生育期から収穫期にかけての食害や、稻の踏み倒しが発生している。他にも、飼料作物や、野菜、いも類等への食害も発生している。今後は森林の荒廃に伴い、平野部の農作物等の食害も心配される。

○シカ

主に霧島・牧園・横川に生息しており水稻・飼料作物野菜等への食害が発生している。また林業被害については、苗木の食害や樹木の皮剥ぎによる被害など多く発生している。新燃岳の噴火に伴う森林の減少や人間による餌付けの問題も重なり、ますます人里に出没してくることが予想される。スギ、ヒノキなどの人工林の伐採が進むと、伐採跡地に餌となる広葉樹などの幼木が生育し、シカの増加に繋がる事が懸念される。

○サル

横川・溝辺地区を中心に果樹、野菜、いも類などへの被害が発生。平成25年度は整備事業の実施により被害が減少したが、近年、市街地での被害報告もされており、今後家庭菜園等の被害地域の拡大と人的被害が心配される。

○タヌキ

主に山間部に生息しており、野菜、いも類等への被害が発生している。近年、市街地でも被害が発生している。

○アナグマ

主に山間部に生息しており、飼料作物（主にトウモロコシ）、野菜、いも類等への被害が発生している。近年、市街地でも被害が発生している。

○アライグマ

霧島地区にて発見されおり、鶏被害が発生している。今後、生息数が増加すれば、農作物への被害拡大が懸念される。

○ノウサギ

農作物としては主に野菜等、樹木関係では苗木の食害が多かったが、近年、被害の程度としてはそこまで大きくない。

○カラス

市内全域に生息しており、農業被害のみならず、市民生活への被害も出ている。農業への被害としては、国分地区、横川地区での野菜類での被害が多い。

○ヒヨドリ

市内全域に生息しており、被害の程度としてはそこまで大きくはないが、野菜への被害が継続的に発生している。

○スズメ

市内全域に生息している。被害の程度としてはそこまで大きくない。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

（3）被害の軽減目標

指標	現状値（平成26年度）		目標値（平成30年度）	
被害金額	イノシシ	9,957千円	イノシシ	6,970千円
	シカ	5,063千円	シカ	3,544千円
	サル	162千円	サル	113千円
	タヌキ	167千円	タヌキ	117千円
	アナグマ	205千円	アナグマ	144千円
	アライグマ	一円	アライグマ	0千円
	ノウサギ	一円	ノウサギ	0千円
	カラス	283千円	カラス	198千円
	ヒヨドリ	94千円	ヒヨドリ	66千円
	スズメ	一円	スズメ	0千円
合計		15,931千円	合計	11,152千円
被害面積	イノシシ	111.04ha	イノシシ	77.73ha
	シカ	103.58ha	シカ	72.51ha
	サル	2.40ha	サル	1.68ha
	タヌキ	1.35ha	タヌキ	0.95ha

アナグマ	1. 65ha	アナグマ	1. 16ha
アライグマ	0ha	アライグマ	0ha
ノウサギ	0ha	ノウサギ	0ha
カラス	1. 68ha	カラス	1. 18ha
ヒヨドリ	0. 40ha	ヒヨドリ	0. 28ha
スズメ	0ha	スズメ	0ha
合計	222. 1ha	合計	155. 49ha

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>①鳥獣被害を被った農家から依頼を受けた地元捕獲隊が、わな及び銃器により有害鳥獣捕獲を実施。</p> <p><捕獲報償費の交付実績></p> <p>H24 : 11,880,800円 H25 : 13,871,200円 H26 : 14,920,000円</p> <p>②国の事業を活用し、 H24 : 箱わな63基 H25 : 箱わな53基 H26 : 箱わな50基 を導入。</p>	<p>捕獲事業者の高齢化により従事者数が減少傾向にあることから、捕獲従事者の確保が課題となっている。</p> <p>イノシシ・シカについては、捕獲数は増加しているが、捕獲だけでは農作物被害の減少にはつながっていない状況にある。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>①国庫事業を活用し、 H24 : 電気柵12, 940m H25 : 電気柵97, 334m ワイヤーメッシュ柵6, 558m H26 : 電気柵111, 223m ワイヤーメッシュ柵8, 357m の侵入防止柵を設置</p> <p>②市単独補助事業により電気柵設置を実施。 H24 : 2地区 H25 : 3地区</p>	<p>農家等により、耕作放棄地や作物残さ放置など環境整備の必要性について話合活動を行い、今後、より広域的な防護柵設置に取り組む必要がある。</p> <p>また、国県の補助事業及び市単独事業の内容について、すべての農家が理解されているとはいえない、事業のさらなる周知が必要である。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

引き続き国の方針を活用しつつ、以下の取組を実施

- ① 適正な里山保全や、耕作放棄地などの集落環境整備等について、集落住民による話し合い活動の促進を図る。
- ② 農家はもちろんのこと、一般市民に向けた被害防止対策の普及・啓発を行う。
- ③ 国や市の鳥獣被害対策関連事業を広く周知するとともに、耕作放棄地対策や作物残さの放置対策などの環境整備に取り組む。
- ④ 捕獲隊による有害鳥獣捕獲を継続するとともに、捕獲隊の高齢化や隊員数の減少に対する措置として主にワナによる捕獲を実施すべく、一般の農家等の免許取得などを支援する。
- ⑤ 平成24年度に設置した鳥獣被害対策実施隊と捕獲隊、関係機関との連携により、被害防止対策を効果的に進める。
実施隊については民間隊員の加入を進める。
- ⑥ 近隣市町村と協力し広域的な被害軽減対策を検討する。
- ⑦ 森林環境の再生・保全対策を講じ野生鳥獣の住処を減少させる。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

○霧島市捕獲隊(各地区捕獲隊) 251名 【国分・隼人・福山地区】 霧島中央班 98名 【溝辺地区】 溝辺班 36名 【横川地区】 横川班 38名 【牧園地区】 牧園班 45名 【霧島地区】 霧島班 34名	既存の獵友会員の中から、有害鳥獣捕獲従事者として選任された者が有害鳥獣の捕獲を行う。
○霧島市鳥獣被害対策実施隊	実施隊員は市長が指名した市職員 25名 (H27.4 時点) で構成し、被害調査や被害防止に関する助言、啓発活動を行っている。被害等が発

	生した場合は、捕獲隊と連携し、捕獲・追い払いなどの対策を行う。
--	---------------------------------

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
28年度	イノシシ シカ サル タヌキ アナグマ アライグマ ノウサギ カラス ヒヨドリ スズメ	霧島市鳥獣被害防止対策協議会が連絡調整の主体となって、有害鳥獣捕獲隊や鳥獣被害対策実施隊と連携し、捕獲従事者の育成・確保に努める。 また、農地周辺での農家自らによる捕獲を推進し、農家等に対するわな免許取得を促進するとともに、有害鳥獣捕獲隊に対して、実施隊の管理のもと箱わな等の貸し出しを行う。 さらに、捕獲機材の整備や、近隣市町村と協力した一斉捕獲の取組などを行う。 捕獲報償金の取組を継続して実施する。
29年度	イノシシ シカ サル タヌキ アナグマ アライグマ ノウサギ カラス ヒヨドリ スズメ	霧島市鳥獣被害防止対策協議会が主体となって有害鳥獣捕獲隊や鳥獣被害対策実施隊と連携し、鳥獣被害対策を図り、捕獲従事者の育成・確保に努める。 また、個体数調整のための捕獲の推進が図られるよう、農家等に対するわな免許取得を促進するとともに、有害鳥獣捕獲隊に対して、実施隊の管理のもと箱わな等の貸し出しを行う。 さらに、捕獲機材の整備や鳥獣に強い集落づくりに向けた研修会の開催、近隣市町村と協力した一斉捕獲の取組などを行う。 捕獲報償金の取組を継続して実施する。
30年度	イノシシ シカ サル タヌキ アナグマ アライグマ	霧島市鳥獣被害防止対策協議会が主体となって有害鳥獣捕獲隊や鳥獣被害対策実施隊と連携し、鳥獣被害対策を図り、捕獲従事者の育成・確保に努める。 また、個体数調整のための捕獲の推進が図られるよう、農家等に対するわな免許取得を促進するとともに、有害鳥獣捕獲隊に対して、実施隊の管理のもと箱わな等の貸し出しを行う。

ノウサギ カラス ヒヨドリ スズメ	さらに、捕獲機材の整備や鳥獣に強い集落づくりに向けた研修会の開催、近隣市町村と協力した一斉捕獲の取組などを行う。 捕獲報償金の取組を継続して実施する。
----------------------------	--

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
①イノシシ	捕獲実績は、H24度は1,028頭、H25度は1,062頭、H26度は840頭となっている。特定鳥獣保護管理計画による捕獲目標に基づき、年間捕獲計画頭数は1,200頭としている。捕獲の依頼は増加傾向にあり、生息数の増加に伴い生息域も拡大していると思われる。こうしたことから、今後の捕獲計画数も1,200頭とし、適正な個体数の管理及び被害軽減のため銃器、わなにより市内全域で捕獲活動を行う。
②シカ	捕獲実績は、H24度は664頭、H25度は1,068頭、H26度は949頭となっている。特定鳥獣保護管理計画による捕獲目標に基づき、年間捕獲計画頭数1,200頭としている。捕獲依頼は増加傾向にあり、生息数の増加に伴い生息域も拡大していると思われる。こうしたことから、今後の捕獲計画数も1,200頭とし、適正な個体数の管理及び被害軽減のため銃器、わなにより横川・牧園・霧島地区を中心に捕獲活動を行う。また、牧園・霧島・溝辺地区と湧水町が連携し、春・秋に期間を設けて一斉捕獲等の広域捕獲を行う。
③サル	捕獲実績は、H24度は4頭、H25度は6頭、H26度は6頭となっている。被害額も増加していることから、年間捕獲計画頭数は20頭とする。
④タヌキ	捕獲実績は、H24度は92頭、H25度は127頭、H26度は82頭となっている。捕獲の依頼が増加傾向であることや、捕獲実績も増加していることから今後の捕獲計画数を300頭とし、わなにより市内全域で捕獲活動を行う。
⑤アナグマ	捕獲実績は、H22度は115頭、H23度は82頭、H24度は226頭、H25年度は534頭、H26年度は517頭なっている。被害が増加傾向にあることに加え捕獲の依頼が増加していることから、年間捕獲計画数を1,000頭とし、わなにより市内全域で捕獲活動を行う。
⑥アライグマ	霧島町で発見されたが、どこの地域にどれほど生息しているか不明であるため、生息数調査等を行うこととし、年間捕獲計画頭数は20頭とする。
⑦ノウサギ	

捕獲実績は、H24度は9羽、H25度は0羽、H26度は0羽となっている。被害は減少傾向にあるが、被害報告もあるので年間捕獲計画数を100羽とする。わなにより市内全域で捕獲活動を行う。

⑧カラス

捕獲実績は、H24度は68羽、H25度は65羽、H26度は50羽となっている。捕獲数は減少しているが、被害は増加傾向にあることから、年間捕獲計画数を500羽とする。銃器、捕獲箱により市内全域で捕獲活動を行う。

⑨ヒヨドリ

被害件数が年によって異なるが毎年被害があることから、年間捕獲計画数を300羽とする。銃器、網により市内全域で捕獲活動を行う。

⑩スズメ

被害件数が横ばい傾向にあることから、年間捕獲計画数を300羽とする。銃器、網により市内全域で捕獲活動を行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	28年度	29年度	30年度
イノシシ	1,200	1,200	1,200
シカ	1,200	1,200	1,200
サル	20	20	20
タヌキ	300	300	300
アナグマ	1,000	1,000	1,000
アライグマ	20	20	20
ノウサギ	100	100	100
カラス	500	500	500
ヒヨドリ	300	300	300
スズメ	300	300	300

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

被害発生時に、実施隊による現場確認を行い捕獲隊へ依頼し、被害発生場所付近を重点的に捕獲を行う。特定獣具使用禁止区域（銃獣禁止区域）については、くくりわな、箱わな等を活用した捕獲を実施する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定期、捕獲予定場所等について

記入する。

- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

該当無し

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
霧島市一円	イノシシ、シカ、サル、タヌキ、アナグマ、ノウサギ、カラス、ヒヨドリ、スズメ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	28年度	29年度	30年度
イノシシ	電気柵 52km	電気柵 52km	電気柵 52km
シカ	2段イナシ等用16km	2段イナシ等用16km	2段イナシ等用16km
タヌキ	4段沙等用 36km	4段沙等用 36km	4段沙等用 36km
アナグマ	ワイヤーメッシュ柵 13km	ワイヤーメッシュ柵 13km	ワイヤーメッシュ柵 13km
サル		サル用侵入防止柵 5km	サル用侵入防止柵 5km

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
28年度	イノシシ シカ、サル タヌキ アナグマ アライグマ ノウサギ カラス ヒヨドリ スズメ	鳥獣被害対策実施隊が中心となり、地域において追い払い活動等が行えるような体制の確立と普及・啓発を行う。 地域が主体となった野生鳥獣の住処となる遊休農地の解消など集落環境の整備を行う。 市広報誌等を活用し、鳥獣被害防止に関する事業の周知や、ほ場の清掃などの被害対策指導を行う。 補助事業を活用して侵入防止柵を設置する地区等を重点地域として、被害防止に向けた取組を行う。
29年度	イノシシ シカ、サル タヌキ アナグマ アライグマ ノウサギ カラス ヒヨドリ スズメ	鳥獣被害対策実施隊が中心となり、地域において追い払い活動等が行えるような体制の確立と普及・啓発を行う。 地域が主体となった野生鳥獣の住処となる遊休農地の解消など集落環境の整備を行う。 市広報誌等を活用し、鳥獣被害防止に関する事業の周知や、ほ場の清掃などの被害対策指導を行う。 補助事業を活用して侵入防止柵を設置する地区等を重点地域として、被害防止に向けた取組を行う。
30年度	イノシシ シカ、サル タヌキ アナグマ アライグマ ノウサギ カラス ヒヨドリ スズメ	鳥獣被害対策実施隊が中心となり、地域において追い払い活動等が行えるような体制の確立と普及・啓発を行う。 地域が主体となった野生鳥獣の住処となる遊休農地の解消など集落環境の整備を行う。 市広報誌等を活用し、鳥獣被害防止に関する事業の周知や、ほ場の清掃などの被害対策指導を行う。 補助事業を活用して侵入防止柵を設置する地区等を重点地域として、被害防止に向けた取組を行う。

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

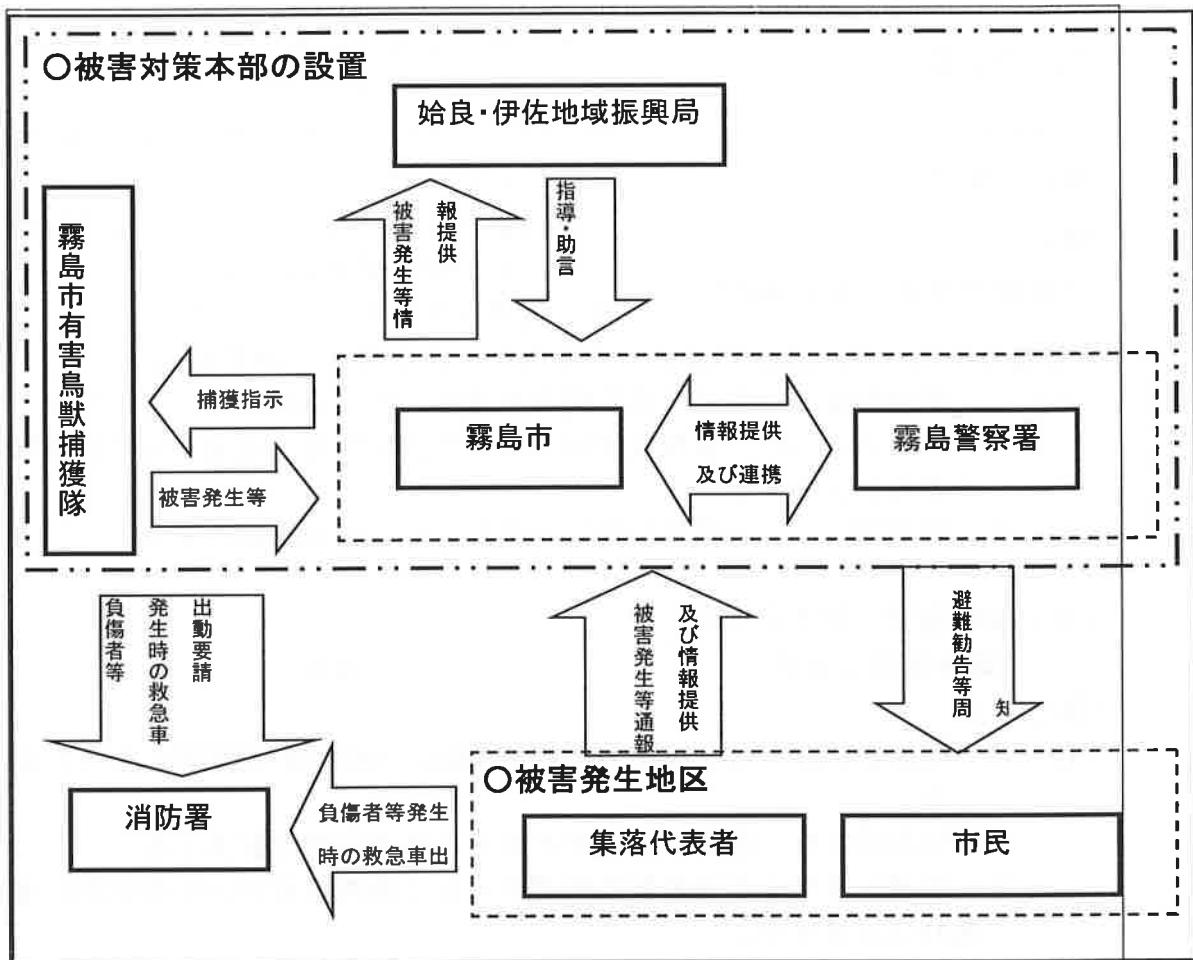
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
霧島市	<ul style="list-style-type: none"> ・被害対策本部の設置 ・人的被害等の情報収集 ・市民に対する周知（避難等の勧告） ・関係機関の連絡調整 ・捕獲等被害対策の指示（許可）及び実施
姶良・伊佐地域振興局	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令及び被害防止対策の指導及び助言 ・広域での被害防止対策の調整及び協力体制構築
霧島警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民の安全の確保（避難等の勧告） ・銃器使用の捕獲時の指導及び助言 ・市民からの被害発生及び加害鳥獣の出没情報等の問合せ内容の市への情報提供
霧島市消防局	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者等発生時の救急車の出動
霧島市有害鳥獣捕獲隊 (猟友会)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害鳥獣の緊急捕獲 ・被害発生及び加害鳥獣の出没情報等の情報提供
鳥獣被害対策実施隊	<ul style="list-style-type: none"> ・霧島警察と捕獲隊の補助
集落代表者	<ul style="list-style-type: none"> ・被害発生及び加害鳥獣の出没情報等の情報提供

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	霧島市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
あいら農業協同組合	各地域での被害状況の把握、被害防止及び営農（技術）指導、情報提供を行う。
かごしま中部共済組合	鳥獣被害の共済関係の情報提供を行う。
鹿児島森林組合	山林での被害状況の把握及び情報提供を行う。
環境省えびの自然保護官事務所	捕獲等実施に対する自然保護の立場からの助言を行う。
霧島市捕獲隊（中央班・溝辺班・横川班・牧園班・霧島班）	有害鳥獣関連の情報提供及び捕獲の実施・施策に対する現場からの助言を行う。
始良・伊佐地域振興局	有害鳥獣関連の情報提供並びに被害防止技術指導及び情報提供を行う。

霧島警察署	有害鳥獣に係る情報の共有及び狩猟の安全対策指導を行う。
一般財団法人 鹿児島県環境技術協会	環境面の現状報告、里山保全や集落環境整備等の助言を行う。
霧島市 (林務水産課・農政畜産課)	事務局を担当し、協議会に関する情報収集、提供及び被害防止技術指導、情報提供を行う。
霧島市自治公民館連絡協議会	各集落からの意見・連絡調整を行う。

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
該当無し	

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

民間隊員の入隊については、平成30年度までに民間隊員が加入できるよう取り組む。

- (注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲後速やかに埋設処分を行うこととする。
 また、イノシシ・シカについては、従来の個人による食肉としての活用

に併せて、公設の農産物加工施設等を利用した加工・販売などの利活用も検討する。

なお、食肉として加工・販売する場合は、食肉処理業の許可施設で解体された食肉を使用し、その他の食品衛生法上の営業許可を取得する必要がある。

(注) 肉としての利活用、鳥獣の保護及び管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策に関して、隣接市町で組織する関係機関と連携し、情報交換等を行う。また、今後市町村や県を超えた協議会の設立についても検討を行う。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

